

(社) 日本塑性加工学会 中国・四国支部規則

・ 第1条 (名 称)

当支部は日本塑性加工学会（以下 本会という）中国・四国支部と称する。

・ 第2条 (所在地)

当支部の事務所は中国・四国地区（岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）内に置く。

・ 第3条 (目的)

当支部は本会定款第4条に沿い、支部会員の学会活動を盛んにして、相互の親睦と塑性加工に関する学問・技術の普及・発展をはかることを目的とする。

・ 第4条 (会員)

当支部会員は、中国・四国地区（岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）に勤務先のある本会会員をもって構成する。

・ 第5条 (役員および役員の選出)

1. 当支部に次の役員を置く。

支部長 1名

幹事 30名以内（うち庶務、会計を常務幹事とする）

支部監事 2名

商議員（支部長、幹事、支部監事を含む） 20～60名

2. 商議員は支部会員の互選によって決める。

3. 支部長、常務幹事および支部監事は、幹事、商議員の互選によって候補を決め、総会の議を経て決定する。

・ 第6条 (役員の任務および任期)

1. 支部長は支部を代表し、会務を総括する。

2. 商議員は支部長の諮問に応じ、重要な会務を商議する。

3. 幹事は支部長を補佐し、会務を処理する。

4. 常務幹事は日常の業務を分掌し、これを執行する。

5. 支部監事は支部の会計および事業内容を監査する。

6. 役員の任期は2年（支部総会の日から2年後の支部総会の日まで）とし、再任は妨げない。

7. 商議員に欠員のある場合は、幹事会の承認をもって次の支部総会までの間、臨時に商議員を補充することができる。

・ 第7条 (総会)

1. 支部総会は毎年1回支部長が招集する。そのほか必要に応じ、支部長は臨時支部総会を招集することができる。

2. 支部総会では次の事項を審議し議決する。

I. 事業報告および決算報告

II. 事業計画および収支予算

III. 支部規則の改正

IV. 支部役員

V. その他商議員会が必要と認めた事項

3. 支部総会欠席者に対し、議事案を事前に告知しアンケート形式で賛否を諮る。支部正会員の過半数以上が反対した場合、総会においてその議事を開き議決することができない。

・ 第8条（商議員会）

商議員会は、必要に応じて支部長が招集し、次の事項を商議する。

- I. 総会に提出する議案
- II. 商議員候補者の推薦
- III. 支部長、幹事および支部監事の選出
- IV. その他支部運営上の重要事項

・ 第9条（幹事会）

幹事会は、支部長が招集し、次の事項を審議決定する。

- I. 事業の企画
- II. 商議員会に提出する議案
- III. その他会務の遂行上必要な事項

・ 第10条（議事録および報告）

1. 支部総会、商議員会および幹事会の議事は議事録に記録して保存する。
2. 支部長は支部役員の選任、支部規則の改正、各事業年度の事業計画および収支予算、事業報告および収支決算、その他重要な議決について、そのつど本会会長に報告する。

・ 第11条（事業年度・期）

当支部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

・ 第12条（会計）

当支部の経費は本部からの補助金、事業に伴う収入、寄付金およびその他の収入でまかなう。

・ 第13条（規則の変更）

本規則を変更しようとするときは、支部総会の議決を経て本会理事会の承認を得なければならぬ。

・ 第14条（補則）

1. 本規則に定めのない事項は本会定款に準じるものとする。
2. 本規則の運用ならびに当支部の運営に必要な申し合わせ事項は、幹事会、商議員会で定める。

付則 本規則は平成15年4月1日より施行する。

付則 改正規則は令和3年4月22日より施行する。

以上